

# 石川県公報

令和2年7月27日  
第13325号(月曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目	次
告示 ○自衛官候補生の募集 ○都市計画事業の認可に係る公告 ○道路の位置の指定公告	(市町支援課) 1 (都市計画課) 1 (建築住宅課) 2
公安委員会 正誤 ○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 ○令和2.7.14第13322号中	2 4

## 告示

### 石川県告示第257号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和2年度自衛官候補生採用試験の試験期日、募集期間、試験場等を次のとおり告示する。

令和2年7月27日

石川県知事 谷本正憲

#### 1 試験期日及び募集期間

令和2年8・9月採用予定者及び令和3年3・4月採用予定者  
(令和2年8月～10月実施分)

試験期日	募集期間
令和2年8月2日	令和2年7月30日 17時まで
〃 8月29日	〃 8月26日 17時まで
〃 9月5日	〃 9月2日 17時まで
〃 9月25日	〃 9月22日 17時まで
〃 9月26日	〃 9月23日 17時まで
〃 9月27日	〃 9月24日 17時まで
〃 10月31日	〃 10月28日 17時まで

#### 2 試験場

受付時に通知

#### 3 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、自衛隊石川地方協力本部に提出すること。

#### 4 その他

応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課に行うこと。

## 公告

### 都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

令和2年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
加賀都市計画道路事業 3・5・52号 温泉中央南線	石川 県	小松市白江町リ61番地 1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 加賀市山中温泉本町一丁目ヤ、山中温泉本町二丁目ナ、山中温泉本町二丁目ソ及び山中温泉湯の出町レ 地内 (2) 使用の部分 なし

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年7月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜に62番7、63番7、80番3及び水路の無籍地の一部	幅員 5.53～6.51m 延長 18.41m	金沢市保古1丁目28番地 株式会社 ハクトー	令和2年7月13日

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第82号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月27日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）金沢東警察署管内の表132の項を次のように改める。

132	削	除
-----	---	---

別表第2（一方通行）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

193	県道蚊爪森本停車場線、市道1級幹線38号観法寺吉原線、市道森本45号弥勒町線16号	金沢市弥勒町イ2番地先から 金沢市弥勒町ロ68番地先までの間	約110メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	森本駅南西側入口から北東側出口に至る方向
-----	---	-----------------------------------	----------	----	--------------	----------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表307の項、308の項及び309の項を次のように改める。

307	削	除
308	削	除
309	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1060	国道359号	金沢市弥勒町ロ61番地先	百坂町方向から森本駅方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
1061	国道359号	金沢市吉原町ホ45番地先	南森本町方向から森本駅方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第4(指定方向外進行禁止)七尾警察署管内の表に次のように加える。

207	町道	鹿島郡中能登町一青テ部4番地1	中能登町末坂方向から一青交差点方向への右折及び羽坂交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 8:30まで (土・日・ 休日を除く)
-----	----	-----------------	------------------------------------	--------------	-------------------------------------

別表第7(歩行者用道路)金沢中警察署管内の表4の項を次のように改める。

4	削	除
---	---	---

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)七尾警察署管内の表18の項を次のように改める。

18	削	除
----	---	---

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表98の項を次のように改める。

98	県道日末村松線	小松市佐美町亥131番地先から 小松市浜佐美町ト65の1番地先まで	約1,660 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車(原動機付 自転車及びけん引 ②③を除く。)
----	---------	--------------------------------------	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第13(車両通行帯)金沢西警察署管内の表136の項を次のように改める。

136	主要地方道金沢 田鶴浜線	金沢市湊4丁目24番地1先から 金沢市湊4丁目24番地1先まで (環状鞍月から金沢港南に至る方向)			4本	約30 メートル
-----	-----------------	---	--	--	----	-------------

別表第13(車両通行帯)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

324	主要地方道金沢 田鶴浜線	金沢市戸水町タ7番地3先から 金沢市戸水町タ1番地1先まで			3本	約30 メートル
-----	-----------------	----------------------------------	--	--	----	-------------

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢西警察署管内の表143の項を次のように改める。

143	主要地方道金沢 田鶴浜線	金沢市湊4丁目24番地1先から 金沢市湊4丁目24番地1先まで (環状鞍月から金沢港南に至る方向)	約30 メートル	4本	終日	道路の左側端から数えて 1番目の車両通行帯は左 折及び直進、2番目の車 両通行帯は直進、3番目 の車両通行帯は直進、4 番目の車両通行帯は直進 及び右折とする。
-----	-----------------	---	-------------	----	----	--

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

334	主要地方道金沢 田鶴浜線	金沢市戸水町タ7番地3先から 金沢市戸水町タ1番地1先まで	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて 1番目の車両通行帯は左 折及び直進、2番目の車 両通行帯は直進、3番目 の車両通行帯は右折とす る。
-----	-----------------	----------------------------------	-------------	----	----	---

別表第18(駐車禁止)金沢東警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	削	除
----	---	---

別表第18(駐車禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

371	県道蚊爪森本停車場線、市道1級幹線38号観法寺吉原線、市道森本45号弥勒町線16号	金沢市弥勒町イ2番地先から 金沢市弥勒町口68番地先までの間	約110 メートル	終日	車両
-----	---	-----------------------------------	--------------	----	----

## 正 誤

令和2年7月14日発行の石川県公報第13322号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤		正	
		任意継続	合 計	任意継続	合 計
10	石川県市町村職員共済組合決算公告		13,541	130	13,671